

この点字文は、神戸大学医学部附属病院医療情報部の研究班が、
総務省・戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）により研究開発している
自動点訳プログラム eBraille によるダイレクト点訳で作成しています。
このため、点字文は希に誤訳を含む可能性があります。各自の責任で利用ください。

「医療 機関を 受診 する 際の 一部
負担金 等の 免除に ついて」

住宅が 全 半壊 等 した 方
主たる 生計 維持者が 死亡 したり、
重篤な 傷病を 負った 方
主たる 生計 維持者が 行方 不明で ある 方
主たる 生計 維持者が 業務を 廃止・
休止 した 方
主たる 生計 維持者が 失職 し、 現在

収入が ない 方

福島 第1・ 第2原発の 事故に 伴い

政府の 立退き 指示・ 屋内 退避 指示の

対象と なって いる 方

に ついては 、 医療 機関に 一部 負担金

等を 支払わずに 受診 する ことが できます (他の

市町村に 転入 した 場合を 含む) 。